

岩手県告示第 582 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する同法第 49 条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

平成 19 年 7 月 31 日

岩手県知事 達 増 拓 也

施術者の氏名	施術者の開設する施術所		指定年月日
	名 称	所在地	
吉川 肇	盛岡南整骨院	盛岡市津志田南二丁目 4 番 23 号	平成 19 年 7 月 4 日